

放課後等デイサービス事業所 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

県立特別支援学校における臨時休業の延長の決定等について

放課後等デイサービス事業所の皆様におかれましては、学校の臨時休業を受けて、これまでも迅速かつ柔軟な対応をしていただいていることに深く感謝申し上げます。

先日、学校の臨時休業の延長を想定した準備についてお願いしたところですが、下記のとおり、県立特別支援学校の休業期間が延長されることが正式に決定しました。

各事業所におかれましては、引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

1 県立特別支援学校の臨時休業について

(1) 休業期間 5月末まで延長

(2) 学校での居場所の確保

家庭での見守りや放課後等デイサービス等の受入れが困難な場合は、学校において居場所が確保されておりますので、各学校にお問い合わせください。

なお、県教育委員会からは、各特別支援学校に対して、学校での受入れについて、一層柔軟に対応するよう通知したことを申し添えます。

2 事業所における対応について

先にもお知らせしてあるとおり、放課後等デイサービス事業所については、引き続き、開所していただき、感染予防に留意していただきながら、児童を受入れしていただくこととなりますが、保護者が家庭で見守りが可能な場合には、利用を控えていただきますようご協力お願いいたします。

その場合でも、令和2年4月2日付け厚生労働省通知にもあるとおり、家庭の孤立化防止や、児童や保護者のストレスの緩和、円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童のコミュニケーションの継続が望ましいと考えられています。

事業所においては、市町と相談し、児童や保護者の状況を踏まえ、引き続き事業所による支援が必要な児童や保護者に対し、居宅訪問や電話連絡等による支援を継続していただきますようお願いいたします。

具体的には、令和2年4月28日付け厚生労働省事務連絡「放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(4月28版)」を参照してください。

(問い合わせ先)

石川県健康福祉部障害保健福祉課自立支援グループ

TEL : 076-225-1428 E-mail : shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp